

山口県報

平成20年
3月25日
(火曜日)



目 次

条例
山口県山口宇部空港管理条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例……………一

山口県山口宇部空港管理条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十六号

山口県山口宇部空港管理条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例

(山口県山口宇部空港管理条例の一部改正)

第一条 山口県山口宇部空港管理条例(昭和五十四年山口県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「、あらかじめ知事が承認した場合を除き」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、使用者が着陸料等を一括して納入することについてあらかじめ知事の承認を受けた場合には、着陸料等の徴収の対象となる使用をした月の分の着陸料等を翌月の二十日までに納入通知書により徴収するものとする。この場合においては、航空機の停留の開始から二十四時間ごとの期間は、それぞれその始期の属する月に属するものとみなして各月の停留料の額を計算する。

(山口県収入証紙条例の一部改正)

第二条 山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「別表第一の4の表二の項、別表第一の5の表三の項」を「別表第一の5の表二の項、別表第一の6の表三の項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第二条中山口県収入証紙条例第
二条第三号の改正規定(同号を同条第二号とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県山口宇部空港管理条例第十二条及び第二条の規定による改正後の山口県収入証紙条例第二条の規定は、
この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の航空機の着陸又は施行日以後に開始された航空機の停留について適用し、施行日以前の
航空機の着陸又は施行日前に開始された航空機の停留については、なお従前の例による。